

森林病虫害等防除法（抄）

（昭和二十五年三月三十一日法律第五十三号）

（目的）

第一条 この法律は、森林病虫害等を早期に、且つ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて森林の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「森林病虫害等」とは、樹木又は林業種苗に損害を与える次に掲げるものをいう。

一 松の枯死の原因となる線虫類（以下「線虫類」という。）を運ぶ松くい虫（以下「松くい虫」という。）

二 【省略】

三 【省略】

2 【省略】

3 この法律において「特定森林」とは、特定樹種（松くい虫に係る場合にあっては松、特定せん孔虫に係る場合にあっては特定せん孔虫の種類ごとに政令で定める樹種をいう。以下同じ。）からなる森林をいう。

4 この法律において「高度公益機能森林」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項 若しくは第二項 又は第二十五条の二第一項 若しくは第二項 の規定により保安林として指定された特定森林及びその他の公益的機能が高い特定森林であつて特定樹種以外の樹種からなる森林によっては当該機能を確保することが困難なものとして政令で定める特定森林をいう。

5 この法律において「被害拡大防止森林」とは、松くい虫又は特定せん孔虫（以下「松くい虫等」という。）の被害対策を緊急に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類又は特定せん孔虫（以下「特定原因病虫害」という。）により当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に著しく拡大することとなると認められる特定森林（高度公益機能森林を除く。）をいう。

6 【省略】

7 【省略】

（都道府県防除実施基準）

第七条の三 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林（森林法第二条第三項 に規定する民有林をいう。以下同じ。）において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、防除実施基準に従つて、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準（以下「都道府県防除実施基準」という。）を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。

- 3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。

(高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病害虫により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

- 2 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の場合において、当該高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域が他の都道府県の区域に隣接している場合その他の都道府県の区域を越えて第一項の被害が拡大するおそれがある場合として農林水産省令で定める場合に該当するときは、都道府県知事は、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更については、第七条の三第四項の規定を準用する。ただし、前項の規定による同意を得た場合には、当該報告をすることを要しない。

(地区防除指針)

第七条の九 都道府県知事は、第七条の五第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林と併せて松くい虫等の被害対策を行う必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林であつて次条第一項の地区実施計画の対象となるものにつき、当該特定森林を所有し、又は管理する者が行うべき松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置（以下「自主防除措置」という。）に関する指針（以下「地区防除指針」という。）を定めなければならない。

- 2 地区防除指針においては、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林であつて、その位置及び規模からみて、当該特定森林を所有し、又は管理する者が自主防除措置を的確に行わないとすれば、特定原因病害虫により当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に拡大するおそれがあると認められるものに関する基準その他次条第一項の地区実施計画の指針となるべき事項（第七条の三第二項の規定により都道府県防除実施基準において定めることとされている事項及び第七条の六第二項の規定により樹種転換促進指針において定めることとされている事項を除く。）を定めるものとする。
- 3 地区防除指針については、第七条の六第三項及び第四項の規定を準用する。

(地区実施計画)

第七条の十 前条第二項の基準に適合する特定森林がその区域内にある市町村は、同条第三項において準用する第七条の六第四項の規定による通知を受けた場合において、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、地区防除指針（薬剤による防除に関する事項にあつては都道府県防除実施基準、樹種転換に関する事項にあつては

樹種転換促進指針)に即して、その区域内にある当該基準に適合する特定森林につき、自主防除措置の実施に関する計画(以下「地区実施計画」という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

- 2 地区実施計画においては、その対象となる特定森林の区域及び当該特定森林についての自主防除措置の実施に関し必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その対象となる特定森林を所有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

(地区実施計画の遵守)

第七条の十一 地区実施計画の対象となる特定森林を所有し、又は管理する者は、地区実施計画に即して自主防除措置を実施するよう努めなければならない。

- 2 市町村長は、前項に規定する者が自主防除措置を実施していないと認める場合において、地区実施計画の達成上必要があるときは、その者に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

(平成9年5月13日 公示 平成16年3月23日 変更)

神奈川県森林病虫害等薬剤防除実施基準

1 特別防除に関する事項

航空機による薬剤の散布は行わない。

2 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項

(1) 薬剤防除に関する基本的事項

ア 地上散布およびスプリンクラー散布による松くい虫等の薬剤防除（以下「薬剤防除」という。）を行う者は、関係機関との連絡調整を行うと共に、地域住民などへの周知を徹底して生活環境及び自然環境に悪影響が生じないよう必要な措置を講ずる。

イ 防除は適期を逸することのないよう行う。

(2) 薬剤防除を規制する森林の基準

次の区域では、原則として薬剤防除を行わないものとする。ただし、関係機関等と十分協議して、住宅、水源、農作物等に悪影響がないよう適切な措置が講じられる場合は、この限りでない。

ア 学校、家屋などに、直接影響を及ぼすおそれがある森林。

イ 水源、給水施設、井戸など薬剤の流入により影響を及ぼすおそれがある森林。

ウ 養蜂、桑畑、茶畑その他農作物など薬剤の飛散により影響を及ぼすおそれがある森林。

(3) 薬剤防除を行う森林周辺の生活環境および自然環境の保全についての事項

薬剤防除を行う者は、次に掲げる事項に配慮し、防除を行う森林周辺の野生動物等自然環境および生活環境の保全に努めるものとする。

ア 薬剤の飛散、流入による防除森林周辺への影響をなくすため、風向、風速などに注意して実施する。

イ 道路、公園、レクリエーション施設、その他多くの人が集まる場所の周辺森林の薬剤防除においては、施設の休園日や防除実施時間に配慮するなど必要な措置を講ずる。

ウ 薬剤防除予定区域内およびその周辺において、薬剤による被害の発生が

ないよう適切な措置を講ずる。

エ 住民などへの周知徹底

(ア) 周辺住民や学校などに対しチラシの配布、立て看板の設置、説明会を開催するなどして、薬剤散布の周知を図り協力を要請するものとする。

(イ) 薬剤散布時には防除区域の入り口など見え易い場所に看板、標識などを設置すると共に、防除区域に進入しようとする者に対しては指導員を配置して、適切な指導を行うものとする。

(4) 薬剤の取扱い等についての事項

ア 防除実施の委託

薬剤防除の実施を業者等に委託する場合は、農薬取締法第12条第3項に基づき適正な使用の遵守を徹底するものとする。

イ 薬剤の選択と購入

薬剤は、農薬取締法第2条第1項に基づき農薬登録されたものを使用する。また、薬剤の購入は同法第8条第1項の規定に基づき届出を行った販売業者からとする。

(平成 9 年 5 月 13 日 公示)

神奈川県地区防除指針

1 自主防除措置を推進すべき森林の基準

自主防除措置を推進すべき森林の基準は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 高度公益機能森林の周辺、概ね 5 km 以内に位置し、松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のための必要な措置を促進することにより被害を低下させることを通じ、高度公益機能森林の保全に資することが見込まれる松林であること。
- (2) 高度公益機能森林から概ね 5 km 以上離れているものについては、高度公益機能森林への影響を勘案し、概ね 10ha 以上の団地を形成している松林であること。

2 地区実施計画の指針となるべき事項

(1) 特別伐倒駆除

ア 実施箇所

- (7) 地形が比較的平坦で道路等も整備され、被害木の搬出が容易と認められる松林。
- (8) 焼却又は現地での破砕が可能な松林。

イ 実施上の留意事項

- (7) 移動式チップパー、炭化炉等の被害木の破砕、焼却等に必要な施設の整備に努めること。
- (8) 神奈川県松くい虫特別伐倒駆除事業実施基準に基づき実施すること。

(2) 伐倒駆除

ア 実施箇所

特別伐倒駆除が実施できない箇所については、全量伐倒駆除を実施する。

イ 実施上の留意事項

神奈川県松くい虫伐倒駆除事業実施基準に基づき実施すること。

- (3) 松林の健全化によりマツノマダラカミキリの繁殖源の減少・抑制を図り、被害のまん延防止に資するため、高度公益機能森林又は地区実施計画対象森林であって、被圧枯死木、枯れ枝、倒木等が多数見られる林分においては、各森林所有者等が不用木等の除去・処理、枝打ち、林床整理を励行することとする。
- (4) 市町村においては、森林組合、素材生産業者、製材業者、チップ生産者等との連携のもとで適切な情報交換により、利用価値に配慮した玉切りやチップ処理など被害木の有効利用が確保されるように努めることとする。

(平成9年4月7日付け 9林野造第105号 林野庁長官通知に基づく計画)

神奈川県松くい虫被害対策事業推進計画

〔 自 平成29年4月 1日 〕
〔 至 平成34年3月31日 〕

神奈川県

1 松くい虫被害対策事業の実施方針

(1) 被害対策の基本的な考え方

ア 神奈川県松林は現在約1,300ヘクタールであり、松林の分布及びその有する機能の特性は、次の3つに大別することができる。

(ア) 海岸地域の松林

三浦半島から湘南海岸、西湘海岸を経て真鶴半島にいたる海岸地域に分布する松林は、海浜部の潮害や飛砂によく耐えて生育し、優れた風致景観を維持しているとともに、防風、防潮、飛砂防備等の機能を高度に発揮している。

(イ) 山地部の松林

丹沢及び箱根周辺の山地部に分布する松林は、尾根部などに植栽されたものが多く、水源かん養並びに土砂の流出及び土砂の崩壊の防備等の機能を発揮しているが、松くい虫被害等により他の樹種への転換が進み、分布が縮小している。

(ウ) 都市及び都市近郊の松林

県内陸部に広がる丘陵地域や湘南地区の平野部に分布する松林は、市街地に残存する貴重な緑地として都市及び都市近郊に小規模に点在しており、史跡周辺の風致景観の維持や生活環境の保全等の機能を高度に発揮している。

イ マツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウによる松枯れ被害（松くい虫被害）と都市的な土地利用により、松林面積は昭和45年の4分の1に減少している。

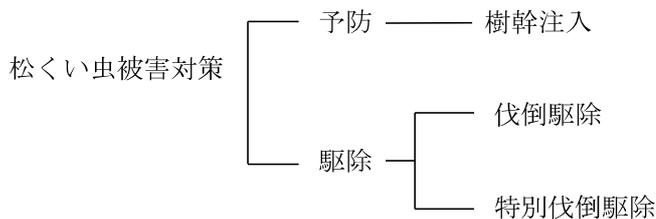
図－1 松林面積の推移

(単位：ha)

年度	昭和45	昭和55	平成2	平成12	平成15	平成28
面積	5,199	2,923	1,444	1,334	1,331	1,309

ウ 松くい虫被害に対しては、予防により被害発生を抑制し、被害木に対しては駆除で被害拡散を防止する方針で対策を講じてきた。予防は樹幹注入、被害木駆除は伐倒駆除や特別伐倒駆除を実施してきたところであるが、依然、被害の終息には至っていない。しかしながら、被害は年々減少傾向にあり、現在は低位な状態で推移している。

図－2 被害防除対策体系図



エ 被害の状況は、これまで県松くい虫被害対策事業推進計画における対策対象森林として、事業を行ってきた箇所においては、全体的には抑制傾向が見られる。

この傾向をふまえ、松林の現状と被害状況の正確な把握を行い、対策対象森林を絞込み、より効率的な防除事業を展開する。また、対策対象外森林も含め、市町村や他所管との連携をさらに強めて被害対策を講ずる。

(2) 対策対象森林の概況と松林区分ごとの被害対策事業の実施方針

対策対象森林面積は表1のとおりまとめた。また、対策対象森林の概況と松林区分ごとの被害対

策事業の実施方針は次のとおりとする。被害対策事業の実施により計画終期には、概ね現在の松林面積を維持する。

ア 高度公益機能森林

将来にわたって、松林として有している機能を保持していかなければならないものであり、さらに、保安林等その他制限林に指定されているものであることから、被害による松林の減少は様々な方面へ影響を及ぼす事が考えられる。現在、被害については低位な状態で推移しているが、周辺松林の被害状況も考慮に入れながら、今後も計画的な予防措置（樹幹注入）を行うとともに、被害木を早期発見し、全量を駆除して防除を徹底する。

イ 被害拡大防止森林

高度公益機能森林の周囲にあって、松くい虫被害の拡大について高度公益機能森林と一体となって保全対策を講ずる必要があると認める森林は、県内陸部の丘陵部にわずかに存在する。松林に広葉樹が混在したり、小規模に点在している箇所が多く、被害木発生の見落としが起りやすく、残置されやすい状態になる危険性があるが、被害拡大防止の機能を発揮できるように、高度公益機能森林と一体として被害状況を監視し、被害が発生した場合には、徹底した被害木駆除を行う。

ウ 地区保全森林

制限林等ではないため、高度公益機能森林には指定されなかったが、それぞれの地域では、高度公益機能森林と同様の機能を有しており、松林が減少傾向にあるなか、地域としては貴重な存在となっている。防除方法については、高度公益機能森林に準ずるが、県と市町村等の連携、適切な管理のもとで効果的な対策を行う。

エ 地区被害拡大防止森林

被害拡大防止森林同様、被害木の残置、見落としがないよう十分に監視し、高度公益機能森林や地区保全森林等への感染を防止する対策を講ずる。

2 松くい虫被害対策事業の実施に関する基本計画

(1) 松くい虫防除実施事業の基本計画

ア 防除方法等の選択の基準

神奈川県森林病虫害等薬剤防除実施基準、地区防除指針及び地区実施計画に即して、次のとおり防除方法等の選択基準をまとめる。また、松林ごとの防除方法等については、表2のとおりとする。

(ア) 高度公益機能森林及び地区保全森林

通常の予防措置は、樹幹注入により実施することとし、薬効期間に基づいた区画割を行って毎年の措置が一定量となるよう講じる。

なお、現在実施していない地上散布（スプリンクラーによる散布を含む）は、住民への影響が小さい地域で、かつ、当該松林の被害が激甚、又は周辺に激害地があり、地上散布を行わなければ、被害が周辺から蔓延し、激甚となるおそれが生じた場合に実施する。

駆除は特別伐倒駆除を原則とする。地形、道路からの距離等（容易に焼却・破砕施設へ被害木を搬出できるか、破砕機等を搬入できるか）を勘案し、特別伐倒駆除を実施するのに適当でない森林については、伐倒駆除を実施する。

(イ) 被害拡大防止森林及び地区被害拡大防止森林

駆除は特別伐倒駆除を原則とする。地形、道路からの距離等（容易に焼却・破砕施設へ被害木を搬出できるか、破砕機等を搬入できるか）を勘案し、特別伐倒駆除を実施するのに適当でない森林については、伐倒駆除を実施する。

イ 命令防除事業の実施方針

次のいずれかに該当する場合、命令による防除を行う。

- (ア) 緊急を要する場合。
- (イ) 財政的な理由により、森林所有者等では防除することができない場合。
- (ウ) 被害が単木的で広範囲にあり、個々人では効率的な防除ができない場合。
- (エ) 土地境界等の問題で、森林所有者レベルでは問題の解決が困難である場合。

3 その他松くい虫の被害対策に関連する事業に関する事項

松くい虫被害対策の効果的な推進等のため、次のとおり関連事業について実施方針をまとめた。

(1) 環境に配慮した防除

生態系や生活環境へ配慮するため、薬剤の拡散が減少する防除方法への転換を積極的に進める。また、薬剤や技術開発の情報収集に努め、より安全性の高い防除の実施を推進する。

(2) 関係機関との連携

松くい虫被害対策は、森林だけでなく、河川砂防、道路、公園など各部門にわたり、国、県、市町村のそれぞれで予防や駆除を独自に実施しているのが現状である。したがって、被害対策の効果をあげ、被害を最小限にとどめるには、被害状況や防除技術、防除実施等の情報を交換するなど、関係機関による連携が必要である。

また、保安林等で激甚な被害が発生した場合で、土砂崩壊の防備機能など国土保全機能が著しく低下した森林については、その機能確保を図るため、治山事業等により復旧を図る。

(3) 危険木処理等

対策対象森林以外の被害木であって、人命に危険を及ぼす恐れのあるもの、対策対象森林の松林に感染させる恐れがあるものについては、県単独事業により伐倒駆除を支援し、事故防止と防除の徹底を図る。

(4) 抵抗性マツの植栽

被害跡地に対しマツノザイセンチュウに抵抗性を有するマツ苗木の植栽を推進する。

表 1 対策対象森林の面積

対策対象森林を有する市町村	市町村名	松林面積	高度公益機能森林	被害拡大防止森林	地区実施計画において定める区域			対策対象森林合計
					地区保全森林	地区被害拡大防止森林	計	
	葉山町	6	2	—	1	4	5	7
	相模原市	328	2	1	—	—	—	3
	座間市	7	—	—	2	—	2	2
	平塚市	23	—	—	4	—	4	4
	茅ヶ崎市	105	—	—	4	1	5	5
	藤沢市	105	—	—	84	—	84	84
	大磯町	21	—	—	8	0	8	8
	二宮町	9	—	—	12	—	12	12
	寒川町	3	—	—	1	0	1	1
	小田原市	98	3	—	6	—	6	9
	真鶴町	27	46	—	4	—	4	50
	計	732	53	1	126	5	131	185
	その他市町村計	577	—	—	—	—	—	—
	合計	1,309	53	1	126	5	131	185

- 注) 1. 面積は、区域面積を記入する。
 2. 面積は、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満四捨五入する。
 3. 松林面積は、森林・林業関係統計(平成28年3月変更)の市町村別国有林現況表に基づく。
 4. 松林面積は、マツが主林木である区域の面積を示しているため、その他の樹種が主林木となっている箇所においてマツが存在する場合には、その面積は松林面積の中に計上されていない。

表 2 松林ごとの適切な防除方法

(単位:ha)

市町村	松林区分	面積	特別伐倒駆除			伐倒駆除				駆除措置計(A)	樹幹注入	予防措置計(B)	合計(A+B)
			破碎	焼却(炭化)	計	薬剤散布	くん蒸	その他	計				
葉山町	高度公益機能森林	2		2	2					2	(2)	(2)	(2) 2
	被害拡大防止森林												
	地区保全森林	1		1	1					1	(1)	(1)	(1) 1
	地区被害拡大防止森林	4		4	4					4			4
	対策対象森林 計	7		7	7					7	(3)	(3)	(3) 7
相模原市	高度公益機能森林	2											
	被害拡大防止森林	1											
	地区保全森林												
	地区被害拡大防止森林												
	対策対象森林 計	3											
座間市	高度公益機能森林												
	被害拡大防止森林												
	地区保全森林	2				2			2	2			2
	地区被害拡大防止森林												
	対策対象森林 計	2				2			2	2			2
平塚市	高度公益機能森林												
	被害拡大防止森林												
	地区保全森林	4	4		4					4	(4)	(4)	(4) 4
	地区被害拡大防止森林												
	対策対象森林 計	4	4		4				4	(4)	(4)	(4) 4	
茅ヶ崎市	高度公益機能森林												
	被害拡大防止森林												
	地区保全森林	4		4	4					4	(4)	(4)	(4) 4
	地区被害拡大防止森林	1		1	1					1			1
	対策対象森林 計	5		5	5				5	(4)	(4)	(4) 5	
藤沢市	高度公益機能森林												
	被害拡大防止森林												
	地区保全森林	84		84	84					84	(84)	(84)	(84) 84
	地区被害拡大防止森林												
	対策対象森林 計	84		84	84				84	(84)	(84)	(84) 84	
大磯町	高度公益機能森林												
	被害拡大防止森林												
	地区保全森林	8	8		8					8	(8)	(8)	(8) 8
	地区被害拡大防止森林	0	0		0					0			0
	対策対象森林 計	8	8		8				8	(8)	(8)	(8) 8	
二宮町	高度公益機能森林												
	被害拡大防止森林												
	地区保全森林	12		12	12					12	(12)	(12)	(12) 12
	地区被害拡大防止森林												
	対策対象森林 計	12		12	12				12	(12)	(12)	(12) 12	
寒川町	高度公益機能森林												
	被害拡大防止森林												
	地区保全森林	1		1	1					1			1
	地区被害拡大防止森林	0	0		0					0			0
	対策対象森林 計	1	1		1				1			1	
小田原市	高度公益機能森林	3				3			3	3	(1)	(1)	(1) 3
	被害拡大防止森林												
	地区保全森林	6				6			6	6			6
	地区被害拡大防止森林												
	対策対象森林 計	9				9			9	(1)	(1)	(1) 9	
真鶴町	高度公益機能森林	46	46		46					46	(46)	(46)	(46) 46
	被害拡大防止森林												
	地区保全森林	4				4			4	4			4
	地区被害拡大防止森林												
	対策対象森林 計	50	46		46	4			4	50	(46)	(46)	(46) 50
県 計	高度公益機能森林	53	46	2	48	3			3	51	(49)	(49)	(49) 51
	被害拡大防止森林	1											
	地区保全森林	126	12	102	114	12			12	126	(113)	(113)	(113) 126
	地区被害拡大防止森林	5	0	5	5					5			5
	対策対象森林 計	185	58	109	167	15			15	182	(162)	(162)	(162) 182